

## 令和３年度 医療経営人材養成講座事業業務委託 入札説明書

奈良県が調達する役務にかかる入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札に参加しなければなりません。この場合において、当該入札説明書等に疑義のある場合は、下記１２（１）に掲げる者に説明を求めることができます。

### １ 公告日

令和３年３月２４日（水）

### ２ 競争入札に付する調達の内容

#### （１）入札件名

令和３年度 医療経営人材養成講座事業業務委託

#### （２）業務目的

少子高齢化による医療ニーズの変化に対応する医療提供体制を構築・維持していくために、個々の病院の経営基盤強化（局所最適）と地域医療構想の推進（全体最適）とを調和させた上で病院経営に携わることのできる、次世代の医療経営人材を養成することを目的とする。

#### （３）委託期間

契約日から令和４年３月２８日（月）まで

#### （４）その他

詳細については、【仕様書】のとおりとする。

### ３ 競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者

（２）民事再生法の規定による再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。

（３）会社更生法の規定による更生手続き開始の申立て中又は更生手続き中でないこと。

（４）参加申込書の提出期限から企画提案書の提出期限までの期間において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者

（５）物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成７年１２月奈良県告示第４２５号）第２条第１項各号のいずれにも該当しないこと。

（６）課税対象事業者は、奈良県税、法人税、消費税、地方消費税の滞納が無いこと。

（７）次のいずれにも該当しないこと。

①役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる。

②暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。

③役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を

加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる。

④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる。

⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

⑥奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる。

⑦奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記⑥に該当する場合を除く。）において、県が当該下請契約等の解除を求めたにも関わらず、これに従わなかったと認められる。

⑧奈良県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったと認められる。

（８）参加申込書の提出時点において、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程による競争入札参加資格者名簿に、「主たる営業種目：役務の提供、Q5 広告・イベント業務」、または、「主たる営業種目：役務の提供、Q7 諸サービス」に関する登録をしている者であること。

（９）公告日から過去５年以内に国又は地方公共団体（国又は地方公共団体が設立する独立行政法人を含む。）と、「会議、シンポジウム、講演等運營業務」の契約実績があり、誠実に履行した実績を有している者であること。

（１０）公告日から過去５年以内に、３０名以上参加の Web を用いた会議・シンポジウム・講演等を複数回運営した実績があること。

（１１）公告日から過去５年以内に、３０名以上参加の Web を用いた会議・シンポジウム・講演等を複数回運営した実績のある者を本業務の実務担当者として配置すること。

#### 4 入札の日時及び場所

日 時：令和３年４月１５日（木） 午前１０時００分から

場 所：奈良県中小企業会館 ４階（２）会議室（予定）

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、郵便での入札を推奨する。

#### 5 入札者及び方法

（１）本件業務に係る入札を希望する者は、参加申込書【様式１】、契約履行実績報告書【様式２】を作成し、添付書類を添えて、令和３年４月７日（水）午後５時までに、１２（１）の提出先に郵送又は持参して提出すること。（FAX及び電子メール不可）

入札参加申込書、契約履行実績報告書及び添付書類の提出に基づき３の（１）から（１０）の規定を満たす者を入札参加者とする。３の（１）から（１０）に該当するかを含め、入札参加の可否を令和３年４月９日（金）までにFAXにより通知する。

（２）本件入札に係る疑義がある場合には、質問票【様式３】を作成し、令和３年３月３１日（水）午後５時までに、１２（１）の提出先にFAXで提出すること。質問に対する回答は、令和３年４月２日（金）までに奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課のホームページに掲載する。

（３）入札者は、入札書【様式４】を作成し、封をした上、所定の場所及び日時において入札すること。

- (4) 代理人をもって入札する場合は、委任状【様式5】を入札と同時に提出すること。
- (5) 入札者は、提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできない。
- (6) 入札保証金は免除する。
- (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 6 入札日程等

| 手 続 等                                                                                | 期 間 ・ 期 日 ・ 期 限                                                             | 場 所                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 入札説明書等の交付                                                                            | 令和3年3月24日（水）<br>～<br>令和3年4月7日（水）                                            | 奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課ホームページに掲載及び12（1）で交付。                                         |
| 入札説明会                                                                                | 実施しない                                                                       |                                                                                  |
| 入札に関する質問<br>※様式3<br>「質問票」                                                            | 令和3年3月31日（水）<br>午後5時まで                                                      | 12（1）の提出先にFAXで提出。<br><br>※様式は奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課ホームページに掲載及び12（1）で交付。            |
| 質問に対する回答                                                                             | 令和3年4月2日（金）                                                                 | 奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課ホームページに掲載。                                                   |
| 一般競争入札参加表明書等の提出<br>※様式1<br>「参加申込書」<br>※様式2<br>「契約履行実績報告書」<br>（実績を証明できる書類の写しを添付すること。） | 令和3年4月7日（水）<br>午後5時まで                                                       | 12（1）の提出先に郵送又は持参して提出。<br><br>※様式は奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課ホームページに掲載及び12（1）で交付。        |
| 入札参加の可否の通知                                                                           | 令和3年4月9日（金）                                                                 | ※参加申込者にFAXで通知。                                                                   |
| 入札の日時及び場所<br>※様式4<br>「入札書」<br>（代理人による入札の場合）<br>※様式5<br>「委任状」                         | 令和3年4月15日（木）<br>午前10時00分<br><br>（郵送の場合）<br>4月14日（水）午後5時までに<br>12（1）の提出先に提出。 | 奈良市登大路町30<br>奈良県中小企業会館 4階（2）会議室<br>※※様式は奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課ホームページに掲載及び12（1）で交付。 |

## 7 郵便による入札

- (1) 入札書は郵便で差し出すことができる。この場合は書留郵便とし、封書の表面に「医療経営人材養成講座事業入札書」と朱書きして、令和3年4月14日（水）までに12の提出先に到達するよう送付すること。

なお、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、ただちに再入札（2回目）を行うことがあるので、初度（1回目）の入札に係る入札書と再入札（2回目）に係る入札書の郵送を認めるものとする。

- (2) 初度入札に係る入札書とともに再度入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書と再入札に係る入札書を別々に封緘し、封書の表面に「初度入札」と「再入札」の区別を各々朱書きしてすること。
- (3) 再度入札を行うこととなった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再入札を辞退したものとする。
- (4) 封緘された入札書が初度又は再度の明記の区分なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとする。

なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再入札に係る入札書が不要となった場合は返送する。

## 8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者の行った入札
- (2) 入札書に記名押印を欠く入札
- (3) 入札書に重要な文字の誤脱などがあることにより必要な事項を確認できない入札
- (4) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (5) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (7) その他、入札に関する条件に違反した入札

## 9 落札者の決定方法等

- (1) 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとする。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは直ちに再度（2回目）の入札を行うことがある。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは直ちに「くじ」で決定する。

## 10 契約書作成の要否等

- (1) 契約の締結については、契約書の作成を要する。
- (2) 落札決定後、契約締結までの間に、落札者について誓約書の内容に違反する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。
- (3) 落札者は、この契約による事務を処理するための個人に関する情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
- (4) 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条に定めるところによる。

## 1 1 契約の解除等

契約締結後、契約者について3の（5）に該当する事由があると認められるとき、又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがある。

この場合、契約者は県に損害賠償金を納付しなければならない。

## 1 2 書類の提出先等

### （1）郵便による入札書類の提出先及び問い合わせ先

奈良県 福祉医療部医療政策局 地域医療連携課 医療企画係

〒630-8501 奈良市登大路町 30

電話番号 0742-27-8645（直通） F A X 0742-27-8262

### （2）入札説明書等の交付場所及び期間

#### ア 場所

1 2（1）に同じ。

#### イ 期間

令和3年3月24日（水）から同4月7日（水）までの9時から17時まで（奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条に規定する休日及び正午から午後1時までを除きます。）とする。

## 1 3 その他

（1）入札書の記入等については、記入例を参考にすること。

（2）落札者は、落札後速やかに、詳細仕様及び履行方法等について担当者と事前に十分に打合せをし、その指示に従うこと。

（3）本業務は令和3年度の奈良県予算成立を前提とし、当該予算が成立しない場合は本業務に係る募集及び契約を中止するものとする。

（4）新型コロナウイルス感染症の発生等により本業務の遂行に支障が出る場合は、事業の中止、事業内容及びそれに伴う経費積算の変更について受託者と県で協議を行い、県が決定する。

（5）本事業は一部、次年度以降の事業に連動する内容を含むが、令和4年度以降の予算成立を確約するものではない。

（6）事業者は毎年度決定することから、今年度の受託者が次年度以降も選定されるとは限らない。